



資料9

SDGs、気候変動など解説

1 SDGsについて

世界全体の経済・社会・環境の三側面を調和させ、持続可能な世界を実現するための取組として”持続可能な開発目標(SDGs)”が2015年に国連全加盟国らによって採択されました。そこで掲げられた2030年における17のゴール(目標)とそれを構成する169のターゲットは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を維持するために行動を求めています(原文は命令形です)。

現在日本としても積極的に取り組んでいます。緑の基本計画もその目標の達成に重要な役割を果たすこととなります。

また、2022(令和4)年9月に策定された東京都環境基本計画2022においては、気候危機の一層の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化などの課題を踏まえ、”2050年のあるべき姿の実現には、2030年までの行動が極めて重要”との認識の下に目標設定が行われています。

東久留米市における緑の基本計画の役割・位置付けを社会情勢に合わせてアップデートしていくため、今後も市を取り巻く動向に注視していく必要があります。



“第三次緑の基本計画・生物多様性戦略”に
関係するSDGsの目標

(解説) SDGsの目標は、相互に密接な関係をもって達成することで、持続(維持)可能な世界を構築しようとするものです。緑の基本計画との関係では、特に陸域と水域(目標14、15)のワイズユースと気候変動対応(目標13)をベースとして、健康的な生活を営んでゆくことが目指されます。ここでかかげた目標は、第5次長期総合計画基本構想(p.99)の環境に関する基本目標でも示されたものであります。

本計画の個別目標と SDGs のゴールの対応

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の個別目標	対応する SDGs のゴール			
1 雑木林の保全				
2 湧水の保全と回復				
3 既存拠点公園の整備と充実				
4 清流の保全				
5 水辺の自然環境保全				
6 河川とその周辺の緑の保全				
7 街路樹ネットワークの創出				
8 屋敷林、大木の保全				
9 農地の保全				
10 都市公園等の整備・拡充				
11 公共施設等の緑化				
12 地域緑化の推進				
13 緑の適正管理による質の向上				
14 生きものの多様性を健全に保つ				
15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進				
16 散策路ネットワークの創出				
17 市民参加の促進				
18 環境学習の推進				
19 情報発信の充実				
20 計画の推進体制の強化				



2 気候変動と生物多様性

(1) 各種法律や計画の関係と基本の考え方

気候変動問題に対する国際的な枠組みを定めた気候変動枠組条約(UNFCCC、1992)では、地球温暖化防止に向けて、フローとストックの対策をうたっており、それに向けて各種の対応措置が条約を補完する議定書で講じられてきています。フローの温室効果ガスの排出制限(limiting)には、削減と除去(reduce or eliminate)、抑制(control)、防止(prevent)、省エネなどがあり、ストックの対策には、CO₂の回収・蓄積や吸収源(sinks)と貯蔵庫(reservoirs)の保護強化(protecting and enhancing)などがあります。京都議定書では削減を優先しましたが、パリ協定ではストック対策も視野に入っています。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書(4次以降)では、これらは地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」(mitigation)と総称しました。それに加え、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などの変化に、工夫して影響を軽減しようとする対症的な「適応策」(adaptation)とを、入口と出口の対応と位置付け、互いに補完し合うことで気候変動によるリスクの低減に寄与し、持続可能性を達成するとしています。

日本では、緩和策には、削減指向の「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)と抑制指向の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、省エネ法)が対応し、適応策には「気候変動適応法」(以下、適応法)が対応しています。

国は、温対法にもとづき「地球温暖化対策計画」、適応法にもとづき「気候変動適応計画」を策定しています。地域では、温対法にもとづいて「地方公共団体実行計画(事務事業編)」、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」策定が求められ、適応法にもとづいて「地域気候変動適応計画」の策定(*)が求められています。

一方、生物多様性条約(1992)を受け日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする「生物多様性基本法」が制定されています。国は「生物多様性国家戦略」、自治体では「生物多様性地域戦略」を策定しています。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物の多様性に対して負の影響を及ぼす人間活動を4つの危機として整理しています。①自然環境のオーバーユース(過度の開発など)と②アンダーユース(少子高齢化による里地里山の荒廃など)、③交通・輸送手段の発展による外来生物や病原菌、化学物質の拡散、④気候変動など地球規模での環境の変化。

気候変動と生物多様性は複雑にからみ合っていることから、2021年にIPCCとIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)の合同ワークショップ報告書が公表されています。そこでは、気候変動対策にプラスでも他の条約との関係ではマイナスなるものを避ける条約間のリンケージ(ある課題の合意形成に他の課題の合意形成を関連付けて行うこと)のチェックが求められてきたように、気候変動対策と生物多様性の保全の両方によいものと。生物多様性の面から避けるべき気候変動対策を説明しています。

気候変動枠組条約と生物多様性条約は、森林条約を目指した森林原則声明とともに、1992年にリオデジャネイロで行われた地球環境サミットの「リオ宣言」に基づいて採択されました。「持続(維持)可能な発展を達成するためには、環境保護は開発過程の不可欠の要件として組み込まれるべきであり、切り放すことのできないものである」とする第4原則は、陸から海の広い範囲の湿地をカバーするラムサール条約で提唱されたワイズユース(生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用すること)の理念とともに、広く各国で、日本でも逐次改正された都市計画法、河川法、森林法などに反映されています。オーバーユース、アンダーユースの指摘は、生物多様性への危機にとどまらず、ストックを取り崩さずにフローの恵みを享受しようとするバランスのとれた人間と自然の共存という基本的な考え方を示しているといえましょう。ちなみに、第5次長期総合計画基本構想の環境に関する基本目標は、「自然と共生する環境にやさしいまち」となっています。

(*)適応法逐条解説では、必ずしも独立した計画とすることはなく、各地方公共団体の環境基本計画や温対法に基づく地方公共団体実行計画など、他の関連計画に入れ込むことも含め柔軟に対応できるものとしています。

(2) 生物多様性と気候変動の相互作用

東久留米の雑木林や草地、畑地に降った雨は表土の下の関東ローム層で地下水をかん養し、そこからしみ出した湧水とあいまって豊かな動植物をはぐくんできました。雑木林や草地、畑地では、植物が太陽の光と熱を受け光合成をおこなって糖類やでんぷん類をつくり、自らの成長だけではなくそれを利用する生きものたちをはぐくんでいます。その過程で土中の水分を大気に蒸発させ気化熱で気温を下げ、同時に水の循環に寄与するとともに、大気中の二酸化炭素を樹木や森林土壌に蓄えて、地球温暖化防止にも寄与しています。地球レベルでは、大気中の二酸化炭素のほぼ同量が樹木を中心とする植物、約3倍の量が森林土壌や農地土壌に蓄えられています。

日本列島をみると、南北に長く起伏に富んだ地形で気候の幅が広く、大地の活動による複雑な地質を有するため、世界的に見ても、生き物や生態系の種類が多い生物多様性のホットスポットの1つといわれています。一方、世界でも人口密度の高い地域でもあることから、生き物は人間活動の強い影響にさらされ、数が減り、絶滅するおそれが高いとされている種類が多くあります。

SDGsにも反映された、人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義する「プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)」という研究では、気候変動、生物多様性の損失等は、2009年時点で限界を超えたともいわれています。

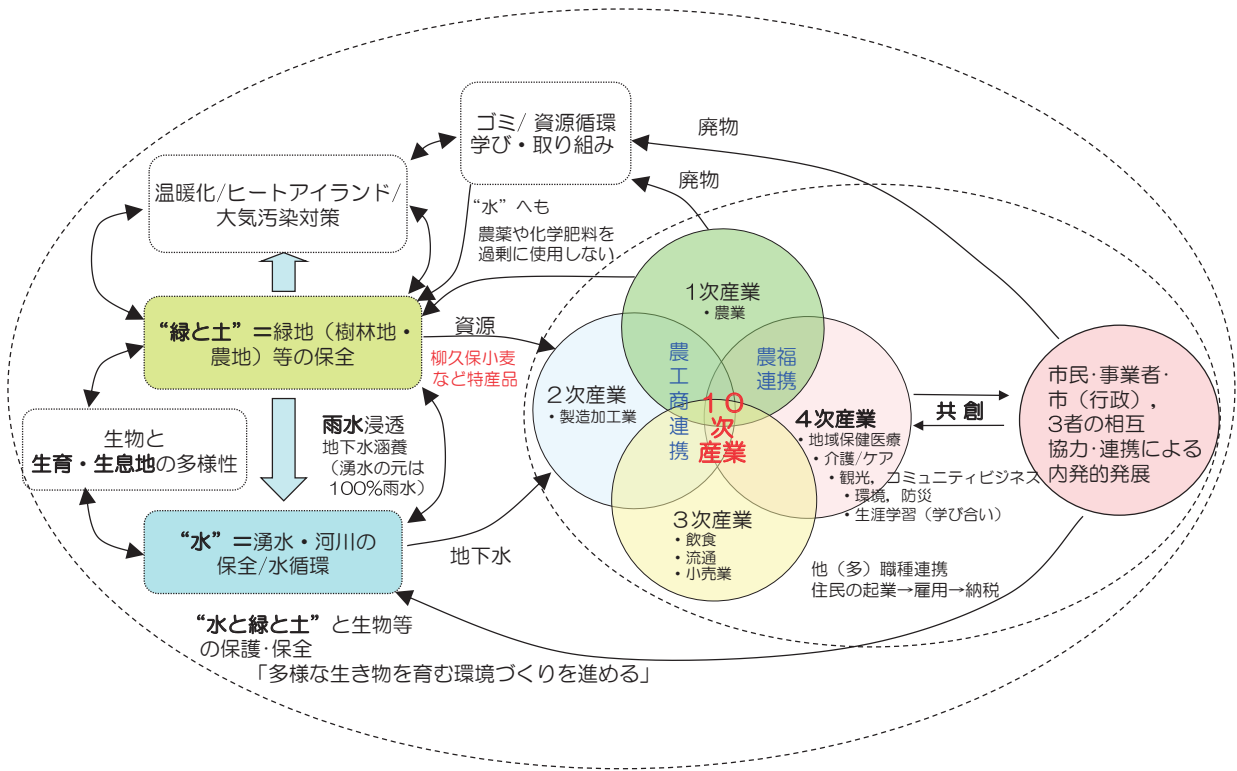
種の絶滅の原因の一つとして気候変動が影響する例としては海水温の上昇によってCO₂を固定化しているサンゴが死滅するだけでなく、そこを棲み処にしていた魚類などへの連鎖的影響などが挙げられます。



3 環境のつながりと施策のつながり

「資料1計画の位置づけ」に環境のつながりに基づく施策の関連図があります。この図は、主に東久留米市環境基本条例、東久留米市のみどりに関する条例を反映したものです。第5次長期総合計画基本構想では、まちづくり、産業への展開が視野に入っています。コラム5でも環境と経済社会のバランスのとれた両立による持続(維持)可能な地域づくりが求められています。産業とのつながりを加えたのが下記の図で、自然環境に適合した特産品を活かす可能性を示しています。

例えば、地元で400年続く農家の若手後継者は、育てた果物をジャムやお菓子などにしたものを販売しています。農(1次産業)、食品加工(2次産業)、販売(3次産業)の価値連鎖は、6次産業(農工商連携)といわれますが、観光農園や書店経営、コミュニティ誌の発行、コミュニティスペース経営など4次産業にもつなげていて、6次+4次合わせて10次産業を小規模ながら運営しています。防災時の受け入れとしてブルーベリー畑に防災用の井戸も掘っています。4次産業には、環境や防災、コミュニティビジネスなどのほか、地域保健医療や介護、各種ケア、生涯学習関係なども入っており、農業と福祉との関係では、農福(1次+4次)連携もあります。



東久留米市の自然環境と産業の関連のイメージ